次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。○ 企業内容等の閉示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)

幽田世紀の規定による公表をしていない場合 <u>協</u> 提出会社及びその連結子会社が、労働者の育児休業の取得の状況(育児・介護休業法施行規則第 71 条の4各号に掲げるいずれめの割合をいう。)について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)の規定による公表をしていない場合	場合のは画等に	介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則(平成3年労働省令第25号。(b)において「育児・介護 (人業は施行規則」という。) 第71条の4各号に掲げるいずれかの割合をいう。) を記載すること。た	づペー般事業主行動計画等に関する省令第19条第1項第2号ペスは万多事項のうち男性に係るものであって同条第2項の規定により公表しなければならないもの又は有児休業、介護休業等有児又は家族	e 提出会社及びその連結子会社それぞれにおける男性労働者の育児休業取得率 (女性活躍能能法に基	(3) (花葉貝の状況 「a~d-RS)	[[1]~(28) 累]	(記載上の注意)	[第一部~第四部 略] ———————————————————————————————————	【縦覧に供する場所】(7) 名称	開始 (4) (元) (元) (元) (元) (元) (元) (元) (元) (元) (元	V届出の対象とした募集(売出)有価証券の 2004年(1777年)	事務連絡者氏名】	(電話番号)	[最寄りの連絡場所]	事務連絡者氏名】	(電話番号)	本店の所在の場所	1989年 198	(公內名) (2)	【提出日】 年月日	[提出先]	【提出書類】 有個証券届出書		第一号森北	改 正 後
関第 「加える。]対於介場合	[ியிக்கீ。]	・介護 出会社及びその連結子会社が、労働者の男女別の育児休業取得率(同号/ハz樹げる事項をいう。)にた。 た ついて、女性活躍能進法の規定による公表をしていない場合は、この限りでない。	グペー般事業主行動計画等に場 あって同条第2項の規定により	Ф.	(2) [同左] 「a ~ d · 同左]	[(1)~(8) 同左]	(記載上の注意)	「第一部~第四部(同左]	【祭覧7(共中の場所】(7) 名称	(国) (国) (元) (元)	【届出の対象とした募集(売出)有価証券の(結集)(1)		[電話番号]	【最寄りの連絡場所】	[事務連絡者氏名]	雷話番号	【本店の所在の場所】	1967年	【公本名】(2)	【提出月】 年月日	【掲出先】	[提出書類] 有価証券届出書		第二号標式	改正前

					(31)			1	【巻	安		種類] (4)	ī ļ		景	事		-	T _t	選		提	提	[提	大大	第二		
[公)~(S)		れにも該当する場合は、この限りでない。 (a) 提出会社が、労働者の男女別の育児 (ご関する省令第19条第1項第2号/パンプル・コート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		[a~d 略] e 提出会社における男性労働者の音原を		[(1)~(30) 略]	(第一部 ~ 第七部 略]		【統覧に供する場所】(7)	【安定操作に関する事項】 (6)	【届出の対象とした募集(売出)金額】(5)		【屈玉の対象と】を棋無(虚玉)が尾原株の【甲玉の対象と】を	【電話番号】 【車務:海絡老斤夕】	最寄りの連絡場所	[事務連絡者氏名]	(電話番号)	【本店の所在の場所】	【代表者の役職氏名】(3)	(英訳名)	· 会社名】(2)	【提出日】	【提出先】	提出書類】	新	第二号の五様式	[(30)~(89) 略]	f [略]
	の公本をしていまい場合 提出会社が、労働者の育児休業の取得の状況(育児・介護休業法施行規則第11条の4各号に掲げ るいずれかの割合をいう。)(こついて、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)の規定による公表をしていない場合	にも <u>影当する</u> 場合は、この限りでない。 提出会社が、労働者の男女別の育児休業取得率(女性活躍能進法に基づく一般事業主行動計画等 に関する省令第19条第1項第2号へに掲げる事項をいう。)について、女性活躍能進法の規定によ 7.4.また1 でしょいはへ	関する省令第19条第1項第2号/\に掲げる事項のうち男性に係るものであって同条第2項の規定により公表しなければならないもの又は有 <u>児休業、介護休業等有児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則(平成3年労働省令第25号。(b)において「有児・介護休業技施行規則」という。) 第71条の4各号に掲げるいずれかの割合をいう。)を記載すること。ただし、次に掲げる場合のいず</u>	場出金社(ごおける男件労働者の者団体業取得率(女性活躍指領法に其づく──影事業士行動計画等)? ────────────────────────────────────				(所在地)	<u>名称</u>													年月日	財務(支)局長	有価証券届出書				
f [同左] ((3)~(8) 同左]	[Jinえる。]	[カnえる。]	関する省合第19条第1項第2号/1に掲げる耶り公表しなければならないものをいう。)を言 り公表しなければならないものをいう。)を言 育児休業取得率 (同号/1に掲げる事項をいう。 いない場合は、この限りでない。	a ∼ d 同左]	(3) [同左]	(記載上の注息) [(1)~(30) 同左]	第一部〜第七部 同左] クま! できぬ)		【縦覧に供する場所】(7)	【安定操作に関する事項】(6)	【届出の対象とした募集 (売出) 金額】(5)	(A)	【田王の対象と】た真魚(非王)有信言茶の	【電話番号】 【車添浦終若斤夕】	【最寄りの連絡場所】	【事務連絡者氏名】	【電話番号】	【本店の所在の場所】	【代表者の役職氏名】(3)	【英訳名】	【会社名】(2)	【提出日】	【提出先】	【提出書類】	表紙	第二号の五様式	[(30)~(89) 同左]	f [同左]
			関する省令第19条第1項第2号ハに掲げる事項のうち男性に係るものであって同条第2項の規定により公表しなければならない <u>もの</u> をいう。)を記載すること。ただし、 <u>提出会社が、労働者の男女別の</u> 育児休業取得率(同号ハに掲げる事項をいう。)について、女性活躍怖 <u>鮭か規定による公表をしていない場合</u> は、この限りでない。	売出金本における男本学働者の肯尼朱紫取得率(女本荘羅莊・街法に其びへ──夢事業士行動計画第にa~d 同五]				(所在地)	<u>名称</u>													年月日	財務 (支) 局長	有個証券届出書				